

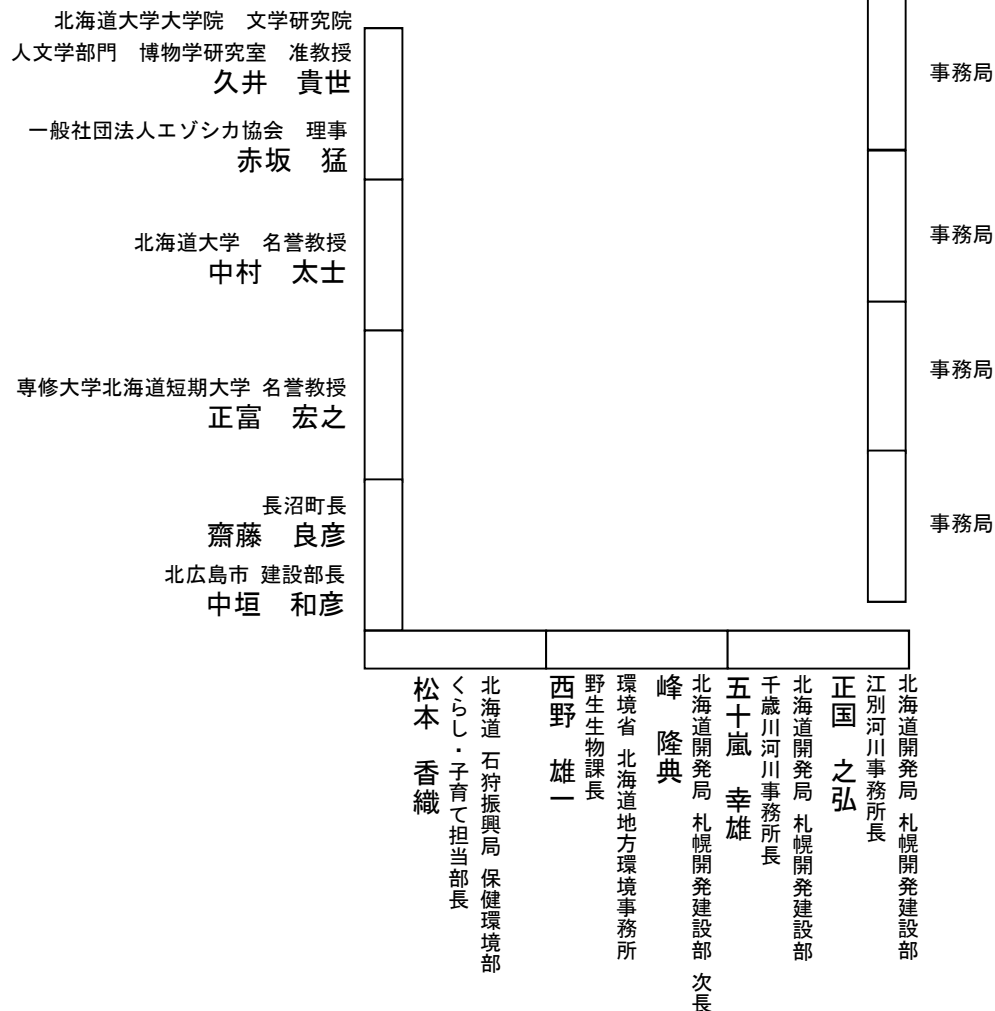
第1回 タンチョウと共存できる流域づくり協議会

委員名簿

氏名	所属等	備考
赤坂 猛	一般社団法人エゾシカ協会 理事	
五十嵐 幸雄	北海道開発局 札幌開発建設部 千歳川河川事務所長	
上野 正三 (中垣 和彦)	北広島市長 (代理：建設部長)	代理
齋藤 良彦	長沼町長	
篠原 朋美 (加藤 伸一)	北海道 空知総合振興局 保健環境部くらし・子育て担当部長 (代理：保健環境部 環境生活課長)	Web 出席 代理
中村 太士	北海道大学 名誉教授	
西野 雄一	環境省 北海道地方環境事務所 野生生物課長	
久井 貴世	北海道大学大学院 文学研究院 人文学部門 博物学研究室 准教授	
正国 之弘	北海道開発局 札幌開発建設部 江別河川事務所長	
正富 宏之	専修大学北海道短期大学 名誉教授	
松本 香織	北海道 石狩振興局 保健環境部くらし・子育て担当部長	
峰 隆典	北海道開発局 札幌開発建設部 次長	

※敬称略、50 音順

配席図



タンチョウと共存できる流域づくり協議会 設立趣旨（案）

平成 28 年度に設立された「タンチョウも住めるまちづくり検討協議会」は、千歳川遊水地群の一つである舞鶴遊水地を軸として、多様な主体の連携と協働により、にぎわいがあり、経済の好循環が実感できる地域の実現に取り組んできました。舞鶴遊水地では、令和 2 年に空知管内では 100 年以上ぶりとなるタンチョウの繁殖が確認され、以降毎年繁殖が確認されています。

千歳川遊水地群は、治水事業として千歳川流域の 4 市 2 町に整備され、令和 2 年度にすべての遊水地の供用が開始されました。洪水時の治水機能に加え、平常時には野生生物の生息場や環境学習の場などとして利用可能な遊水地は、自然環境が有する多様な機能を活用できるグリーンインフラであり、近年ではタンチョウの飛来増加が見られています。

現在、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブを実現し、自然と共生する社会を目指す動きが国内外で進められております。石狩川流域においても、令和 5 年度、石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会が学識者、石狩川流域 46 市町村、行政機関、関係団体等の参加のもと設立されました。

こうしたネイチャーポジティブ実現の動きや、石狩川流域におけるタンチョウの生息範囲拡大・飛来増加や繁殖といった背景を踏まえ、これまでの「タンチョウも住めるまちづくり検討協議会」における舞鶴遊水地を軸とした取組を、千歳川流域を軸とする石狩川流域における取組へ進化し、「石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会」と連携・協働を図りながら、タンチョウと地域生活・産業との共存や、タンチョウを指標とする生態系ネットワークの形成に取り組み、持続可能な地域づくり及び健全な生態系ネットワークの形成に資するため、「タンチョウと共存できる流域づくり協議会」として発展的に改組することといたします。

タンチョウと共存できる流域づくり協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「タンチョウと共存できる流域づくり協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、石狩川流域におけるタンチョウの生息範囲拡大・飛来増加や繁殖といった背景を踏まえ、これまでの「タンチョウも住めるまちづくり検討協議会」における舞鶴遊水地を軸とした取組を、千歳川流域を軸とする石狩川流域における取組へ進化するため、「石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会」と連携・協働を図りながら、タンチョウと地域生活・産業との共存や、タンチョウを指標とする生態系ネットワークの形成に取り組み、持続可能な地域づくり及び健全な生態系ネットワークの形成に資することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会では、前条に掲げる目的に向け、以下の事項について協議する。

- 一 タンチョウと地域生活及び産業との共存に関すること
- 二 タンチョウを指標とする生態系ネットワークの形成に関すること
- 三 タンチョウと遊水地等の利活用との共存に関すること
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加、変更、解任することができる。

- 2 委員の任期は、委員就任の日からおおむね2年間とし、再任を妨げない。ただし、自治体、行政機関等の委員に異動があった場合は後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の追加等は、会長が委員に確認の上、都度認めることができる。

（会長）

第5条 協議会に会長1名を置く。会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 会長に事故等があった時には、会長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(会議の招集等)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 やむを得ない理由で委員が出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 会長は、必要に応じ、協議会に委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第 7 条 第 3 条に掲げる事項を具体的に推進するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成、運営上必要な事項及び協議事項等については、事務局が定めるものとする。構成員の任期は就任の日からおおむね 2 年間とする。
- 3 専門部会は、協議事項について、その経過及び結果を協議会に報告する。

(会議の公開)

第 8 条 協議会は、原則として公開とする。ただし、会長の判断により非公開とすることができる。

- 2 協議会の議事要旨及び資料は、ホームページ等で公開するものとする。ただし、野生動植物の保護や個人情報の保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項については、原則として委員限りの取扱いとする。

(事務局)

第 9 条 協議会の事務局は、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部とする。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、その都度会長が定める。

- 2 この規約の改正については、協議会において定める。

附 則

この規約は、令和 6 年 月 日から施行する。

本協議会の設立をもって、タンチョウも住めるまちづくり検討協議会は廃止する。

別表 タンチョウと共存できる流域づくり協議会 委員名簿

	氏名	所属等
学識者	赤坂 猛	一般社団法人エゾシカ協会 理事
	中村 太士	北海道大学 名誉教授
	久井 貴世	北海道大学大学院 文学研究院 人文学部門 博物学研究室 准教授
	正富 宏之	専修大学北海道短期大学 名誉教授
自治体	上野 正三	北広島市長
	齋藤 良彦	長沼町長
行政機関	峰 隆典	北海道開発局 札幌開発建設部 次長
	五十嵐 幸雄	北海道開発局 札幌開発建設部 千歳川河川事務所長
	正国 之弘	北海道開発局 札幌開発建設部 江別河川事務所長
	西野 雄一	環境省 北海道地方環境事務所 野生生物課長
	篠原 朋美	北海道 空知総合振興局 保健環境部くらし・子育て担当部長
	松本 香織	北海道 石狩振興局 保健環境部くらし・子育て担当部長

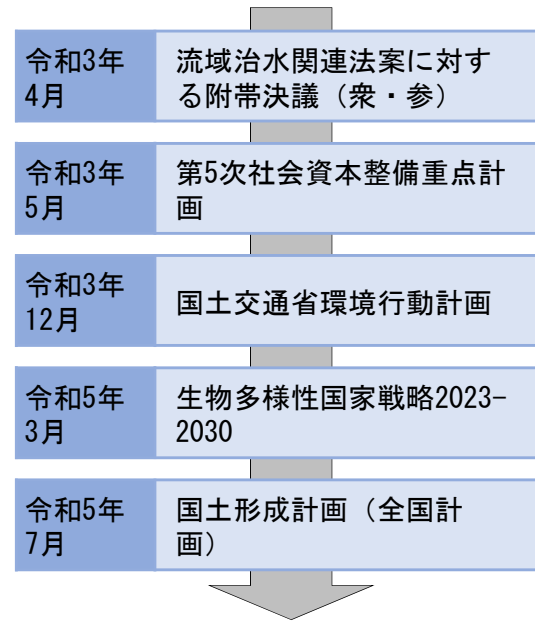
タンチョウと共存できる流域づくり 協議会について

令和6年12月23日

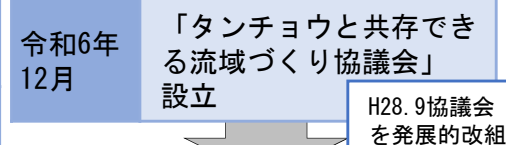
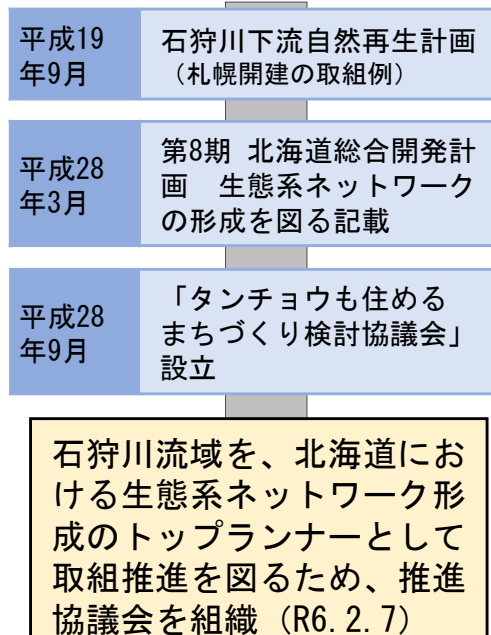
石狩川流域における生態系ネットワークの形成推進について

- 近年、生物多様性が損なわれつつあり、その保全・再生に取り組み生態系機能を回復する必要性が指摘されている。
- 生態系ネットワークは、生物多様性が保たれた国土を実現するために、**保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につないでいく取組**であり、地域の自然環境を豊かにするとともに、地域振興や経済活性化につながるものとして期待されている。
- 森林や農地、都市などを連続空間として結びつなげる川は、生態系ネットワークの重要な基軸であり、生物多様性の損失を食い止め回復させる**ネイチャーポジティブの実現に資する取組の一つとして「河川を基軸とした生態系ネットワークの形成」を推進するため、石狩川流域における推進協議会を令和6年2月7日に組織。**

行政計画等における生態系ネットワーク形成の位置づけ



北海道における取組の広がり

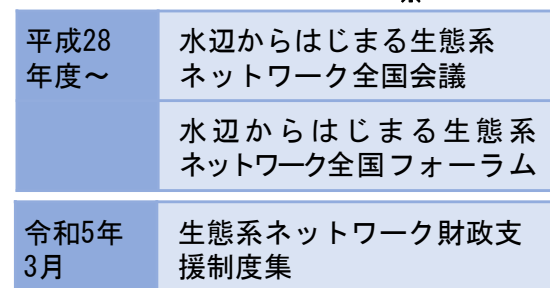


※ 国土交通省、農林水産省、環境省3省連携による取組推進

生態系ネットワーク（取組と期待される効果）



全国レベルの支援体制※



石狩川流域における生態系ネットワークとの連携・協働について

- 石狩川流域の生態系ネットワーク形成を目的に、全体構想の策定、流域の取組に関する共有・拡大、情報発信等に関する包括的な役割を担う「石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会」を令和6年2月7日に設立。
- **具体的な取組については、「地域を代表するシンボル種もしくは重要な生態系ごとの推進協議会」を設立し、生物多様性の保全・再生、地域振興、グリーンインフラを活かした防災・減災の取組を推進していく。**
- タンチョウの生息範囲拡大・流域への飛来増加や繁殖といった背景を踏まえ、これまでの舞鶴遊水地を軸とした「タンチョウも住めるまちづくり検討協議会」から、**タンチョウと地域生活及び産業との共存や、タンチョウを指標とする生態系ネットワークの形成**に取り組む複数の自治体が参画する協議会へ発展的に改組。

石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会（R6年2月7日設立）

目的：多様な主体の連携と協働のもと、健全な生態系ネットワークの形成に取り組み、生物生息環境を保全・再生するとともに、野生生物と地域生活・産業の両立を図り豊かな自然資本の持続的な活用による地域振興・経済活性化を実現するための方策の検討と取組の推進を目的とする。

協議事項：石狩川流域における生態系ネットワーク推進に関する基本方針や将来像等をまとめた全体構想の策定に関すること
石狩川流域における生態系ネットワーク推進に関する情報共有、普及・啓発 及び情報発信に関すること
その他、前条の目的を達成するために必要な事項

委員：学識者、石狩川流域の自治体、行政機関、関係団体、企業・NPO

【取組内容】

- ・全体構想の策定
- ・流域の取組共有・拡大
- ・情報発信

今後の体制

連携・協働

シンボル種または重要な生態系ごとの推進協議会

ex：イトウ、サケ
旧河・後背湖沼 等

R6年度からの体制

連携・協働

タンチョウと共存できる流域づくり協議会

目的：協議会は、石狩川流域におけるタンチョウの生息範囲拡大・飛来増加や繁殖といった背景を踏まえ、「石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会」と連携・協働を図りながら、**タンチョウと地域生活・産業との共存や、タンチョウを指標とする生態系ネットワークの形成**に取り組み、**持続可能な地域づくり及び健全な生態系ネットワークの形成に資すること**を目的とする。

委員：学識者、自治体、行政機関等

生息環境専門部会

- タンチョウを指標とした生態系ネットワークの形成及び地域生活・産業との共存や、遊水地等の利活用との共存に関して必要となる事項の協議。
- 委員：学識者、自治体、行政機関等

地域づくり専門部会※

- タンチョウを指標とした地域振興・経済活性化の実現に向けて必要となる事項の協議。
- 委員：学識者、自治体、地域のステークホルダー等

これまでの舞鶴遊水地での取組に加え、各遊水地利活用計画との調整や、タンチョウと市民生活・農業等産業との共存に取り組む複数の自治体が参画する組織に改組

R5年度までの体制

タンチョウも住めるまちづくり検討協議会

目的：協議会は、多様な主体の連携と協働による舞鶴遊水地を軸とした「**タンチョウも住めるまちづくり**」の取組を通じて、**にぎわいがあり、経済の好循環が実感できる地域の実現を目的とする。**

委員：長沼町、学識者、行政機関、関係団体等

生息環境専門部会

- 生息環境構築等の検討
- 委員：長沼町、学識者、行政機関等

地域づくり専門部会

- 地域振興策等の検討
- 委員：関係団体等

発展的改組

※ 市町の実情に応じて、具体的に議論の必要性が生じた段階で設置

今後の予定（第2回タンチョウと共存できる流域づくり協議会）

開催時期（案）：令和7年2月予定

議題（案）

■令和6年度の生息環境専門部会の取組

- ・令和6年度のタンチョウの飛来・繁殖状況について
- ・遊水地環境調査の実施状況及び結果について
- ・遊水地の利活用について

■令和6年度の地域づくり専門部会の取組

- ・地域振興・経済活性化に関する取組の実施状況について